

令和6年6月

乙訓環境衛生組合第2回議会

会 議 録

乙訓環境衛生組合議会

乙訓環境衛生組合議会令和6年第2回定例会会議録

目 次

○出席議員	.....	1
○欠席議員	.....	1
○事務局職員出席者	.....	1
○説明のため出席した者	.....	1
○議事日程	.....	1
○開会	.....	2
○日程 1	会議録署名議員の指名	2
○日程 2	会期の決定	2
○日程 3	管理者の諸報告	2
○日程 4	監査報告第3号 例月出納検査の結果報告について	4
○日程 5	第5号議案 乙訓環境衛生組合長期継続契約を締結することができる 契約に関する条例の一部改正について	4
○日程 6	第6号議案 乙訓環境衛生組合廃棄物の減量及び適正処理等に関する 条例の一部改正について	7
○日程 7	第7号議案 令和6年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算（第1号） について	10
○日程 8	議員の派遣について	18
○閉会	.....	19

乙訓環境衛生組合議会令和6年第2回定例会

議事日程第2号

令和6年6月26日(水)

午前10時00分開議

○出席議員(9名)

向日市	天野俊宏 議員	杉谷伸夫 議員
	山田千枝子 議員	
長岡京市	上村真造 議員	富田達也 議員
	川口良江 議員	
大山崎町	堀内古比呂 議員	山中一成 議員
	徳本修司 議員	

○欠席議員

なし

○事務局職員出席者

書記 小林 範之 総括主査

○地方自治法第121条の規定により、説明のために出席した者(9名)

前川 光	管理者(大山崎町長)
中小路 健吾	副管理者(長岡京市長)
安田 守	副管理者(向日市長)
山田 勝吉	監査委員
河野 一武	事務局 長
北村 光子	会計 管理者
古賀 一徳	総務 課 長
服部 潤	施設 業務 課 長
藪下 郁夫	政策 推進 課 長

○議事日程

- 日程 1 会議録署名議員の指名
- 日程 2 会期の決定
- 日程 3 管理者の諸報告
- 日程 4 監査報告第3号 例月出納検査の結果報告について

- 日程 5 第5号議案 乙訓環境衛生組合長期継続契約を締結することができる  
契約に関する条例の一部改正について
- 日程 6 第6号議案 乙訓環境衛生組合廃棄物の減量及び適正処理等に関する  
条例の一部改正について
- 日程 7 第7号議案 令和6年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）  
について
- 日程 8 議員の派遣について

○会議録署名議員

向日市 杉谷伸夫 議員  
大山崎町 山中一成 議員

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

開会 午前10時00分

○上村真造議長 皆様、おはようございます。

それでは、本会議に入ります。

ただいまの出席議員数は9名であります。地方自治法第113条の定足数に達して  
おりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、乙訓環境衛生組合議会令和6年第2回定例会を開会いたします。

それでは日程に入ります。

○上村真造議長 日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、杉谷伸夫議員、山中一成議員の  
両議員を指名いたします。

○上村真造議長 日程2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては、本日1日限りとすることに、ご異議ござい  
ませんか。

（「異議なし」の声あり）

○上村真造議長 異議なしと認め、よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

○上村真造議長 日程3、「管理者の諸報告」であります。

前川管理者。

○前川 光管理者 皆さん、おはようございます。

本日、乙訓環境衛生組合議会令和6年第2回定例会を招集させていただきましたと  
ころ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、ご参集賜りましてありがとうござい

ます。

それでは、管理者諸報告を申し上げます。

初めに、組合設立60周年についてであります。

昭和39年6月に当時の向日町、長岡町、大山崎村の2町1村により本組合が設立されてから今年で60周年の節目を迎えます。昭和45年に制定されました廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ、各種リサイクル法の制定により、廃棄物処理施設の整備の目的は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を前提としつつ、循環型社会の形成を推進することに転換が図られてきました。

今後も持続可能な適正処理の確保を前提として、循環型社会の実現、脱炭素化の推進や災害対策などの課題について、関係市町と連携して取り組んで参ります。

次に、令和5年度の廃棄物搬入量についてであります。

令和5年度に本組合に搬入されましたごみ総搬入量は、3万5,821.56トンとなり、令和4年度と比較しますと、1,312.73トン、率にして3.5%減少いたしました。このうち、各家庭から排出されました収集ごみで約1,100トン減少しており、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う外出機会の増加や物価高騰などによるものと考えております。

また、可燃ごみ焼却処理後焼却残灰等につきましては、実質搬出量ベースで5,054.55トンを大阪湾フェニックス処分場へ搬出し、令和4年度と比較しますと、120.28トン、率にして2.3%減少いたしました。

し尿搬入総量では、1,096.89キロリットルとなり、令和4年度と比較しますと、82.58キロリットル、率にして7.0%減少し、京都府流域下水道終末処理施設へのし尿等投入量では、希釈後ベースで1万914キロリットルを投入し、令和4年度と比較しますと、2,395キロリットル、率にして18.0%減少いたしました。

今後、詳細な分析を行いまして、広くその内容の周知を図って参りたいと考えております。

次に、小学4年生社会見学及び親子教室の実施についてであります。昨年度4年ぶりに再開されました乙訓管内小学生4年生の社会見学につきましては、今年も5月から6月にかけて実施され、約1,500名の小学4年生が各施設での廃棄物処理の流れやリサイクルについて学習されました。また、夏休みの期間を活用して、小学生とその保護者を対象として毎年開催しております「親子教室」につきましては、7月23日から8月22日の期間、「サンドブラスト」、「ものづくり」、「スタンドミラー」の教室のほか、今年度もサントリーグループの協力により、ペットボトルのリサイクルについて学習する教室など6つの教室を開催し、地域における循環型社会形成の推進等の拠点として、環境教育・環境学習に引き続き取り組んで参りたいと思っております。

最後に、ごみ処理施設整備事業及びし尿処理施設整備事業についてであります。令和6年度当初予算に計上いたしました次期ごみ処理施設及びし尿処理施設の整備事業に

つきましては、令和6年4月1日付けで環境省より「循環型社会形成推進交付金」の内示を受けまして、発注者支援等業務委託による施設整備基本計画の策定など、今年度に予定いたしております業務に順次着手いたしております。引き続きまして、計画的に事業を進めまして、次期施設整備内容等の検討を進めて参ります。

以上、管理者の諸報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○上村真造議長 以上で、管理者諸報告を終わります。

○

○上村真造議長 日程4、監査報告第3号「例月出納検査の結果報告について」であります。

監査委員の報告を求めます。

山田監査委員。

○山田勝吉監査委員 おはようございます。

それでは、例月出納検査結果報告をいたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、例月出納検査を実施いたしました。

検査の対象、時期及び結果等につきましては、お手元にお配りいたしました報告書のとおりであります。

以上、例月出納検査結果報告といたします。

○上村真造議長 以上で、例月出納検査の結果報告を終わります。

○

○上村真造議長 日程5、第5号議案「乙訓環境衛生組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前川管理者。

○前川 光管理者 それでは、日程5、第5号議案「乙訓環境衛生組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正について」であります。ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第234条の3及び同法施行令第167条の17の規定に基づきまして、長期継続契約を締結することができる契約を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、長期継続契約を締結することができる契約に、ソフトウェアに係る使用許諾契約のほか、賃貸借契約に係る物品や施設の維持管理に関する業務委託契約等を追加し、その期間について、役務の提供に必要な機器等に係る初期投資額の回収に複数年を要するもの等については5年以内とし、施設等の維持管理業務で翌年度以降にわたり継続して役務の提供を受ける必要があるものについては3年以内とするものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○上村真造議長 ただいま提案理由の説明がありました、本件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

山田議員。

○山田千枝子議員 一応、今の提案は分かるんですけど、契約期間で第3条改正案の方なんですけど、5年と3年ということで、2条の(5)番の「公用又は公共用財産の維持管理に関する業務委託契約」を3年ということになると思うんですけど、この違いってというのはどういうことなのかというのをもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○上村真造議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 5年、3年の違いでございますけれども、5年の期間に設定したものにしましては、機械・機器等に係る初期投資額の回収などの期間に複数年を要するものについて原則5年としております。例えば、機械のリースでありますとか、そういったものが対象となっております。その他の役務の提供を受ける契約については、3年ということで設定をしております。

○上村真造議長 山田議員。

○山田千枝子議員 5年以内、3年以内ということで、5年よりもっと短くなったり、3年より短くなったり、そういうことはどういうふうになるのでしょうか。

○上村真造議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 その期間につきましては、その上限5年、または3年の期間の範囲の中で各契約案件ごとに個別に契約発注の際に最も経済的でありますとか、複数年契約することがメリットがあるというところの内容を精査した上で決定させていただくこととしております。

○上村真造議長 山田議員。

○山田千枝子議員 じゃあ、契約では5年以内で結ぶと、3年以内で結ぶと。でも、相手の都合、こちらのいろんなことがあって、双方が合意すれば、5年以内が変わるという、そういうことも考えられるのでしょうか。

○上村真造議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 長期継続契約の対象案件は、基本的には競争できる案件を前提として考えておりますので、相手方と協議というよりは、発注する段階で期間を設定させていただきたいと考えています。

○上村真造議長 山田議員、よろしいですか。

○山田千枝子議員 はい。

○上村真造議長 他ございませんか。

杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 ちょっとよく分からないので教えていただきたいんですけど、長期継続

契約を締結することができるということで、複数年でゴミ処理施設運転契約とかありますね。ああいうのは、これに該当しないんですね。その他、債務負担行為を設定するから良い、どういうふうなことで、ああいうのは、これまで公用車と事務機器だけなんですけど、その他いっぱい複数年契約やっているのは、どういう扱いになっているのかという。

○上村真造議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 今、運転委託、施設運転委託の関係は、今、随意契約でやっておりますので、単年度の契約ですので、今回の案件には対象としては、今のところは考えておりません。原則、競争入札の案件で、複数年の期間で発注することが経費の節減や良質なサービスを提供する対象となる場合に限って対象と考えていますので、今考えておりますのは、職員が使っておりますパソコン関係のリース、それとそれの保守、それから、休日夜間警備で今契約している案件、これについては、機械設備を設置して契約をして休日夜間警備をしていますので、そこには最初に設備投資、機械設備の設置で初期投資がかかりますので、そういったものでありますとか、あと庁内清掃などの案件を考えております。

○上村真造議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 はい。例えば今回の環境影響評価の業務委託、あれは役務の提供じゃないからなんかな。ああいうのは5年契約ですよ。それから、私の記憶してるので、ゴミ処理施設運転委託についても夜間に、夜間も、何年前かな、今から8年ほど前か、7年ほど前かに24時間全部委託されたときに、あのとき確か5年間の債務負担行為を設定をして、5年間の契約を結ばれたと思うんですけどね。あれ単年度契約なんですか。

○上村真造議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 運転委託のその5年間というのは、杉谷議員がご記憶にありますのは、最初に競争入札をさせていただいたときの期間でございまして、債務負担行為を設定させていただいて、競争入札をさせていただいた頃のものでございまして、その後、今メーカー系列の業者と随意契約に切り替えさせていただいて以降は、単年度の契約をしていますので、債務負担行為も設定しておりませんし、各年度ごとの会計年度独立の原則に基づいた単年度契約といたしております。

○上村真造議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 ということは、そういうあれは特殊な事例であって、その他の契約については、ほぼ全部単年度契約でやっているということでしょうか。

○上村真造議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 この長期継続契約もそうですが、債務負担行為、それから今継続費設定させていただいてますけども、これらは会計年度独立の原則の例外規定、それでございまして、その中でどの規定に基づいて契約をするかということですが、今の事業の関係、施設整備に係りますと、発注支援などは継続費を設定させていただいてお



りますので、そちらの継続費設定予算を5年間設定させていただいていますので、その継続費設定という原則の下で5年間の契約をさせていただいています。で、この長期継続契約につきましては、あくまで単年度ごとの当初予算におきまして予算を計上させていただくと。契約については複数年の発注ができますが、それについては、予算で仮に否決された場合は、契約解除という可能性もでて参りますので、この長期継続契約の案件にするかどうかというのは、しっかりその5年間、その期間、安定して業務を発注して、それを受けるだけ、サービスを受ける必要があるというものを精査した上で、長期継続契約をこの規定に基づいて発注をする必要があると考えております。

○上村真造議長 杉谷議員、よろしいですか。

○杉谷伸夫議員 結構です。

○上村真造議長 他ございませんか。

(「なし」という者あり)

○上村真造議長 それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わり、討論に入ります。まず、反対討論を求めます。

(「なし」という者あり)

○上村真造議長 次に、賛成討論を求めます。

(「なし」という者あり)

○上村真造議長 討論もないようですので、討論を終わり、採決いたします。

第5号議案について、原案どおり可決することに賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○上村真造議長 全員賛成。よって、第5号議案「乙訓環境衛生組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正について」は、原案どおり可決されました。

○

○上村真造議長 日程6、第6号議案「乙訓環境衛生組合廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前川管理者。

○前川 光管理者 それでは、日程6、第6号議案「乙訓環境衛生組合廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

本案は、一般廃棄物処理に係る手数料のデジタル納付を可能として、住民の利便性の向上及び公金収納に係る事務負担の軽減を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、一般廃棄物の処理手数料又は産業廃棄物の処分費用を現金以外でも徴収できるよう、徴収方法を拡大するほか、文言の整理を行うものであります。

す。

なお、この条例は、キャッシュレス決済の導入に合わせ、令和6年10月1日から施行することとしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○上村真造議長 ただいま提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

徳本議員。

○徳本修司議員 ちょっとお伺いしたいことがありまして、現行の第18条、上から3行目の後ろなんですけれども、「現金を持参することが困難なため後納を」という形になっています。改正後の方を見ますと、18条の2行目の後ろなんですけれども、「特別の事情があると認めた場合は」という形に変わってるんですけども、例えばこの「特別な事情」というのは、どういうことかちょっと教えていただきたいなと思います。

○上村真造議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 特別な事情とは、搬入されたときにその都度現金徴収を今はしていますが、キャッシュレス決済に移行すれば特に事業所などはすぐ現金が用意できないとか、法人のカードを持っておられない場合は手数料の支払いが滞るといこともございますので、そういう特別な事情がある場合は、管理者に認めていただいて後日後納で支払いしていただく想定をしております。

○上村真造議長 徳本議員。

○徳本修司議員 というのは、現行とほぼ変わらないということなんですかね。現金を持参するという、困難という形だけなのか、それ以外にもあるのか、どうなんですか。

○上村真造議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 今の許可業者等も含めて後納されているので、廃棄物の処理業者、収集運搬業者につきましては、現状と変わらないと思います。

○上村真造議長 徳本議員、よろしいですか。

他、山田議員。

○山田千枝子議員 現行の場合は、現金を持参することが困難なためということで、というのは今までどのぐらいあったのかということと、それから改正した場合、窓口、お金を受け取る場所でやり取りが非常に問題が生じたり、そこら辺でちょっと言い争いみたいになったりとか、そういうことは考えられないのかなというのもちょっと心配なんですけど、その点、いかがでしょうか。

○上村真造議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 今まで現金が、お金がないとかいうふうなトラブルは特にございません。あと、このキャッシュレス決済にするに当たり、これからちょっとまた詰め

ていくところは多々あると思いますが、事前に分かりやすくそういう支払いができるのか、現場に来られた住民に対しては、キャッシュレス決済で支払っていただくのか、現金で支払っていただくのかというふうには、事前に案内しながら事務を進めていきたいなというふうに思っております。

○上村真造議長 山田議員。

○山田千枝子議員 じゃあ、持ってこられて、搬入に来られたときにも、いっぱい積んでこられても現金なんですかと。その現金で払えない場合は、特別な事情、そこら辺聞かせていただいて、それでもう持って帰るということもあり得るということもあるんでしょうか。

○上村真造議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 まず、後で払っていただくのは、事前にやっぱり管理者に承認していただいた方が搬入してもらおうということになるんで、事前に手続されている方は後でお支払いをしていただけますけども、通常の場合ですと、そのときに現金で支払うか、キャッシュレス決済の方で対応するかということになります。

○上村真造議長 山田議員、よろしいですか。

○山田千枝子議員 はい。だから、じゃあ、搬入の方は、事前にいつも連絡しなければならぬということではないですよ。直接来て、今まで私も来たことあるんですけど、できると思うんですが、事前についていう、そこら辺がどうなんでしょうか。

○上村真造議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今回キャッシュレスの対象となっておりますのが、一般の方の直接搬入が対象となっております。今、後納になっておりますのが、承諾事業所ということで、要は事業系ごみ、これについては大手の企業でございますので、それはもう一月分まとめてお支払いをいただくという形で後納を、事前申請をしていただいて、手続をさせてもらっているというので、今回はあくまでも一般の住民の方が来られたものに対してキャッシュレスの導入を行っていくというような内容でございます。

○上村真造議長 山田議員、よろしいですか。

○山田千枝子議員 はい。

○上村真造議長 他ございますか。

(「なし」という者あり)

○上村真造議長 それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わり、討論に入ります。まず、反対討論を求めます。

(「なし」という者あり)

○上村真造議長 次に、賛成討論を求めます。

山田議員。

○山田千枝子議員 先ほども申しましたように、ちょっとその受け取りのところでもいろいろと何か問題が起こったりするようなことがあるのもちょっと心配です。やっぱりそ

うということがないように、議会、この議会でも、特別の事情があるという、管理者が特別な事情というのは、もう少し詳細を分かったら、こちらに報告していただけたらと、それを要望して私賛成させていただきます。

○上村真造議長 分かりました。

他ございますか。

(「なし」という者あり)

○上村真造議長 討論も尽きたようですので、討論を終わり、採決いたします。

第6号議案について、原案どおり可決することに賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○上村真造議長 全員賛成。よって、第6号議案「乙訓環境衛生組合廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について」は、原案どおり可決されました。

○

○上村真造議長 日程7、第7号議案「令和6年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前川管理者。

○前川 光管理者 それでは、日程7、第7号議案「令和6年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)について」のご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ353万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億9,871万4,000円とするものであります。

それでは、まず、補正予算書7ページの歳出についてご説明を申し上げます。

まず、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費では、本年4月1日付けで新規採用職員数が計画を下回ったこと等に伴う職員採用試験の実施に係る経費の追加及び所得税の定額減税等の対応に係る人事給与システム改修に係る契約差金の減額により、これらを合わせまして2万2,000円を減額するものであります。

次に、款3、衛生費、項1、清掃費、目6、ストックヤード管理費では、ストックヤード施設で使用しております重機が故障し、今後の処理に支障を来すことから、これを更新するための経費として、356万1,000円を増額補正するものであります。

次に、補正予算書6ページの歳入についてご説明申し上げます。

歳入では、今回の歳出予算の増額補正に係る財源が不足するため、財政調整基金から353万9,000円を繰り入れるものであります。

なお、今回の補正後での財政調整基金の令和6年度末現在高見込額は、2,057万6,000円となる見込みです。

次に、補正予算書3ページの第2表、継続費補正についてであります。令和6年度から5か年の継続費を設定しております「ごみ処理施設整備事業」の財源のうち、環境

省所管の循環型社会形成推進交付金につきましては、令和6年4月1日から交付要綱が改正され、令和9年度以降の当該事業に係る交付率が現行の3分の1から4分の1に改正されたことから、令和9年度以降に計画していた業務のうち、令和8年度までに実施可能である業務を前倒し見直しを行ったことにより、各年度の年割額を変更するものがあります。

以上、令和6年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○上村真造議長 ただいま提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

山田議員。

○山田千枝子議員 歳出でなんですか。

○上村真造議長 ページ数をお願いします。

○山田千枝子議員 すみません。7ページ、職員の採用試験委託料ってあるんですけども、職員を募集しておられるということだと思うんですけども、少ない人数で本当にたくさんの仕事をしていただいているというのは、いつも感謝しているんですけど、職員の採用を引き続き募集するっていうか、増やすということになるのかっていうことの質問と、もう一つは、ストックヤードの施設運転管理事業ということで、356万1,000円もの、こういうものを買われるということだと思うんですが、これはどうしても買わなくてはならないものなのかということ、その2点質問いたします。

○上村真造議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 職員数の関係でございますけれども、昨年度採用試験を実施させていただきました。今年度から今後の施設整備事業の関係で、それから職員の年齢構成、平準化を図るために2名採用を予定しておりましたけれども、実際には辞退がありまして1名ということで、今の必要人員数、予定数、計画人数を下回っておりますことから、追加で今年度採用試験を新たに実施をさせていただくということでございます。

○上村真造議長 もう一点ですね。

服部施設業務課長。

○服部潤施設業務課長 スtockヤードの機械器具費ですけども、今現在2台所有しております。ペットボトル処理施設とその他プラスチックの処理施設に1台ずつ。

今回、対象の機種は、もう購入してから23年が経過しております。もう一台の機種の方も31年が経過しているということで、特に処理施設において、収集車で搬入されて下ろされたものをさばくのに、どうしてもこれが必要になってきます。ピーク的时候には十数台車が入ってきますので、一台で行き来してたら、すごい処理効率が悪くなってしまうので、やっぱりどうしても要るといふことと、もうあと1台ありますけれども、

それも大分経年劣化して、不具合が生じてきているということで、それも故障してしまうと次の予備機、代替え機がないということで、それこそ処理がストップしてしまうということ、当然ございますので、今回一台更新の方をさせていただくように計上させていただきます。

○上村真造議長 山田議員。

○山田千枝子議員 職員の関係で分かりました。ですから、途中入所でも今年度に採用するというので良いのかということと、それからストックヤードなんですけれども、もうこれは本当になくってはならないものだっていうのは、私も承知しております。ただ、今、もう大分、年数23年ですか、年数が経っているということで、いろんな機械、機器ですけれども、なかなか部品が揃わなかったり、ちょっと私たちでも古いもの、もう20年ほど前のものを直したいなと思っても、この部品はもうありませんよっていう、そういうのがよくあると思うんです。多分そういうふうなことだったというの、少し事前にもお話聞いていたんですが、やっぱり、できるだけ安くやっていただいて、そしてこのストックヤードの356万1,000円、もう仕方がないということで、やっぱりもう少し部品も何年も経ってでも、どんだけその部品があるのかっていうのを、買うときにもちょっと調べておいていただいて、そんなん、なかなかできるかどうか分かりませんが、それは要望として言うておきたいと思います。

○上村真造議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 採用の関係でございますけれども、本案を議決いただきましたら速やかに職員募集を開始しまして、年度途中の採用ができればと考えています。

○上村真造議長 山田議員、よろしいですか。

○山田千枝子議員 はい。

○上村真造議長 他ございますか。

堀内議員。

○堀内古比呂議員 職員募集の件で、ちょっとお聞きしたいんですけども、辞退があったということでお聞きをしておりますけども、乙訓環境衛生組合としては何か分析とか特に何か、なかなかご本人からは聴き取りって難しいとは思いますが、何かどういふふうに分析とかされているのかというの、何かありますか。

○上村真造議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 採用試験の募集人数については、SPIに今回切り替えさせていただいて、受験者数が増えたということで、一定効果があったかなというふうに思っているんですけど、採用の辞退については、やはりご本人の事情がございますので、他の職場に合格されてとかということがありますので、なかなか分析というのは難しいところです。

○上村真造議長 堀内議員。

○堀内古比呂議員 あと、電算システムのことで聞きたいんですけども、これ定額減税

の絡みだというふうに思うんですけども、なかなか本庁の、例えば庁舎で言うと、職員も実務大変だということで結構お聞きしていますけれども、例えば乙環で言えば、そういう実務の煩雑さとか、定額減税に伴って特になのかということはどうですか。

○上村真造議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 本組合では、住民税自体の算定などはございませんので、特別徴収をしておりますから、通知を受けたものを電算システムに登録して徴収するということです。給与、実務上もうシステムに入れさせていただいておりますので、特に今回の件によって、大きく煩雑になったということはありません。

○上村真造議長 堀内議員、よろしいですか。

○堀内古比呂議員 はい。

○上村真造議長 他ございますか。

山田議員。

○山田千枝子議員 もう一つ聞くのを忘れてました、すみません。

3ページの継続費の補正なんですけど、ごみ処理施設整備事業、今、管理者からも説明がありましたけれど、これを見ますと、令和9年度に補正前は1億448万2,000円やったと。それを令和8年度に前倒しするっていう、1億448万3,000円ですか。こういうふうに今なっているんですけど、これはやはり3分の1から4分の1に交付金が減るということで、何かいろんなことを手続上、キャッチされたりとか、そういうことが分かったとか、そういうことでやられたのかどうか、その辺もう少し詳しくお聞きしたいんですけど。

○上村真造議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 循環型社会形成推進交付金の交付要綱が改正されたことによって、令和9年度以降の計画支援事業の交付率が3分の1から4分の1になったわけですが、この情報の収集の経過につきましては、環境省の方から都道府県宛てに令和6年3月29日付けの文書が発出されているわけですが、本組合が受け取るのは、これを京都府の方から市町村ないしは組合の方に送付されるんですけど、この日にちは令和6年4月9日付けで、同日に電子メールの方で受け取って情報収集したところでございます。

○上村真造議長 山田議員。

○山田千枝子議員 その情報を受けて、前倒しに1億448万3,000円ですか、これをやろうっていうことで相談されて、やられたっていうことで良いんでしょうか。

○上村真造議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 はい、交付金を最大限活用するために、継続費、実質的には環境影響評価で令和9年度に現況調査というものを業務としては入れてましたので、約1億の業務がそこに乗ってたわけですが、交付金を最大限利用するために、そちらの業務を令和8年度に前倒しできないかを検討して前倒しをしたというところでござい

ます。

○上村真造議長 よろしいですか。

他ございますか。

杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 同じ3ページの継続費のところですけど、これ予算では確か発注者支援等業務委託と、それと環境影響評価業務委託が大きな部分だったと思うんですけど、入札結果を見せていただいたら、合わせて1億2,000万円弱ぐらいなんですね。その他にどんなものが、この2億円には含まれているんですけどね。

○上村真造議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 測量調査委託というのが、その他にはございますけれども、それにつきましても入札を行いまして、150万円で落札されておりますので、さほどその今言われた額からすると大きな影響はないかなと思います。残りの部分については、予算としては残っているという状況でございます。

○上村真造議長 杉谷議員、よろしいですか。

○杉谷伸夫議員 はい、分かりました。それなら、全部足しても1億2,000万円弱やということですね。

で、ちょっと前の議会のときに、予算のときに、どういうところの業者をお願いするのがというのが非常に重要になるのでって言って、しっかりと検討いただきたいと申しました。私、その結果について評価はできないんですけど、その入札結果を見たら、もうあまりにも金額に大きな差があるのでちょっとびっくりしまして、例えば、ごみ処理施設だと、落札されたのは東和テクノロジーというところで3,500万円、一番高いところは1億6,500万円ということで、発注者支援業務委託ね。5倍近い差ですね。で、環境影響評価の方も落札されたところが7,550万、税抜きですけど、で、一番高いところは2億円、合計11社中8社が入札をされて、ものすごい差があると。こんだけ違うと、見積りしている条件が、何か相当違うように、各社に取られているんじゃないかと、何かちょっとそういう辺で、ちょっと言葉の使い方が難しく、ちょっと不安になるんですけど、どういう発注のというか、発注というか、見積り、入札の条件の仕方になってるんですかね。そんなに3倍も5倍も違うような見積りが出てくるというのは、どういうことなのかを僕知りたいんですけど。

○上村真造議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 指名競争入札でございますので、入札の仕方については、初めに仕様を固めまして、それらの情報を指名した業者にお渡しした中で質疑回答というのをした中で入札当日を迎えていただいて、応札していただく流れになっております。

金額のこの差の要因のところだと思うんですけども、作業員や技術者の確保というのが、それぞれ事業者によって、しやすい業者としにくい業者、ないしはその入札時点における業務自体を持っている量などによって、かなり応札に来るときのやる気度とい



うんですか、が変わって参りますので、その辺については、本組合の方ではちょっと計り知れないところがございますので、その辺の条件によってそれだけの差が開いていくものと分析をしております。

○上村真造議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 入札、つまり、統一の入札の仕様書で、事業者側からの提案つきの入札ではなくて、統一の仕様書に基づいて入札されているわけですね。

○上村真造議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 はい、そのとおりでございます。

○上村真造議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 その仕様書というのは、見せていただくことできるんでしょうか。

○上村真造議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 はい。情報公開可能な内容となっております。

○上村真造議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 次に、この1億、1年度繰り上げた1億448万2,000円というのは、これが環境影響評価の現況調査とおっしゃってましたけど、さっき言った入札結果の7,550万円、税抜きですけど、これがここに該当するんですか。そういうことでもないんですか。ばらけているんですか。ちょっとその辺が、何で毎年こんなになっているのかよく分からないんですけど。

○上村真造議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 契約金額については、今回この継続費には反映いたしておりません。あくまで当初予算に上げました継続費の年割額、これを組み替えたというような状況になっております。で、その組み替えた主な内容というのは、先ほど申しました環境影響評価の9年度の現況調査、その部分を8年度に前倒ししたことによって、このような年割になっているということでございます。

○上村真造議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 ありがとうございます。

あと、環境影響評価のことなんですけど、今後何年間、最後10年度までかかるんですかね、10年度。

評価をされるのは京都府で、事業者と乙訓環境衛生組合が、というか、乙訓環境衛生組合が京都府の評価を受けるわけですね。

で、どういうふうな時期にどういうふうになっていくかという概略のそういうものが分かたらちょっと教えていただきたいんですけど。

○上村真造議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 大まかなスケジュールで若干変動はお許しいただきたいところですけども、まず令和6年度中に、配慮書というものがございますので、こちらの方を作成しまして、京都府の方に提出したいと考えております。

それを受けまして、続いて令和7年度につきましては、方法書というのを京都府の方に提出したいと考えております。方法書につきましては、住民説明会等も伴うものになると考えております。

続きまして、令和8年度につきましては、先ほど申しました現況調査を行いまして、令和9年度につきましては、準備書というものを京都府の方に提出する予定で組んでおります。この準備書につきましても住民説明会が必要になるものと承知をしております。

で、最終年度、令和10年度につきましては、最後、評価書というのを京都府の方に提出したいと考えております。

この環境影響評価につきましては、事後評価というのが必要にはなるんですが、この業務の中には今入っておりませんが、別途、建設後になると考えているんですけれども、別途、事後評価というのを発注して、それも京都府に提出する必要があるというスケジュール感を持っております。

以上です。

○上村真造議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 となりますと、京都府のホームページをみると、この配慮書が提出された段階でホームページに出てくるという形になるんですかね。

○上村真造議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 おっしゃるとおり、京都府の方が承認された段階でホームページの方には掲載すると考えております。

○上村真造議長 よろしいですか。

○杉谷伸夫議員 はい。

○上村真造議長 山田議員。

○山田千枝子議員 今の杉谷議員の質問に関連してなんですが、令和7年度とか令和8年度とかは、説明会が行われるということで、この説明会の対象はどのようなふうになるのでしょうか。

○上村真造議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 基本的には、この影響を受けると考えられます乙訓の、乙訓といますか、この近隣の住民の方が対象になると考えてはおります。

○上村真造議長 山田議員。

○山田千枝子議員 はい、例えば向日市民は入らない。もうこの勝竜寺、この範囲内の地域ぐらいなんですか。1キロ範囲内とか、そういうふうなところの住民説明会なんですか。関心のある方がやっぱり行かれるということは無理なんですか。どんな範囲になっているのでしょうか。

○上村真造議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 ちょっと詳細なところは、今すぐにちょっと分からないので答えにくいところがございますけれども、この住民説明を行うことにつきましては、お知

らせをいたしますので、もちろんこれに行きたいという方がおっしゃれば、それをなかなかお断りするというのは難しいのではないかと考えております。

○上村真造議長 よろしいですか。

○山田千枝子議員 じゃあ、是非聞きたいとおっしゃる方がいらっしゃったら、それもオーケーよってという感じでやっていただきたいというふうに思います。

○上村真造議長 山田議員、この、今の住民説明会とかは、この議案と全くかけ離れてますので、それはまた個別で聞いていただいた方が良いと思います。

○山田千枝子議員 違います、分かっています。分かっていますけども。分かりました。一応要望ですので。

○上村真造議長 他ございますか。

川口議員。

○川口良江議員 5ページになるんですけども、5ページ。これ、356万1,000円のホイールローダーの値段ではなくて、これは何か増額補正で先ほど言われたんで、元々の新しく買われるんだったら、ホイールローダーの値段というのは、お幾らぐらいなんでしょうか。

○上村真造議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 備品購入費の方に記載がございまして、7ページですね。

353万1,000円、それと、それに係る保険料、自賠償とか任意保険あるんですけども、それを合わせて356万1,000円ということでございます。

○上村真造議長 川口議員。

○川口良江議員 じゃあ、このホイールローダーの値段だったんですね。ちょっと調べたら、結構高い金額が載ってたので、結構お安く購入されたということ。

○上村真造議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 業者見積りを出していただきますと、今ご指摘いただきますように、定価で申し上げると、7,800万円ぐらいする機械になります。見積りを取りますと、ほぼ半額の485万円、見積りが上がってきております。その査定の中で、さらに20%カットさせていただいた金額を今回補正で上げさせていただいているところでございます。

○上村真造議長 川口議員。

○川口良江議員 ありがとうございます。

○上村真造議長 よろしいですか。

他にございますか。

それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わり、討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」という者あり)

○上村真造議長 次に、賛成討論を求めます。

山田議員。

○山田千枝子議員 スtockヤードのことは、歳出なんかはもう必要であるというふうに、また今、川口議員の質問でもかなり安くなっているということで、努力していただいているなと思います。

それから、職員についても、やはり少ない中で、もう少し募集するっていうことで、それはやっぱりやっていただきたいなと思っております。

ただ、もう一つ継続費の補正なんですけど、私予算で継続費の関係は留保するというで退席させていただいたかなと思うんです。でも今回は、この3分の1から4分の1になるということで、1年間前倒しで支払いがちょっとでもうまくいくようにきちっとやっておられたということも分かっておりますので、この議案については賛成させていただきます。

○上村真造議長 他ございますか。

(「なし」という者あり)

○上村真造議長 討論も尽きたようですので、討論を終わり、採決いたします。

第7号議案について、原案どおり可決することに賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○上村真造議長 全員賛成。よって、第7号議案「令和6年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)について」は、原案どおり可決されました。

○

○上村真造議長 日程8、「議員の派遣について」を議題といたします。

会議規則第148条の規定に基づき、来る7月5日に実施する本組合議会議員視察研修に9名の議員を派遣することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○上村真造議長 異議なしと認め、9名の議員を派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更又は中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○上村真造議長 異議なしと認め、やむを得ない事情による変更又は中止については、その決定を議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

この際でありますので、何か他にございませんか。

杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 3月の議会でちょっとお願いをしておりました市町分担金にごみ搬入量割を導入することについて、論点整理をして提出していただきたいとお願いしておりましたが、ちょっとその検討状況をお願いいたします。

○上村真造議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 3月議会でもご意見の方をいただいております、今、9月の議会には一定ご報告ができるように、市町の担当の方、また私どもを含めて設置をしております乙訓環境衛生事務連絡会の中で、どういう課題の整理、それとどういう形でご報告をさせていただくのかということも含めて、今、調整の方をさせていただいて、ご報告できるように、調整をしております。

以上でございます。

○上村真造議長 杉谷議員、よろしいですか。

○杉谷伸夫議員 はい。

○上村真造議長 何か他にございませんか。

(「なし」という者あり)

○

○上村真造議長 ないようですので、これをもちまして乙訓環境衛生組合議会令和6年第2回定例会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

閉会 午前10時53分

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

乙訓環境衛生組合議会議長 上村真造

乙訓環境衛生組合議会議員 杉谷伸夫

乙訓環境衛生組合議会議員 山中一成